



**発行**  
那覇市役所  
国民健康保険課

国保 ☎(直通) 862-4262  
後期 ☎(直通) 917-0410

## 令和2年度決算 単年度実質収支8.8億円の赤字

平成30年度より、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、国保制度創設以来半世紀ぶりの大改革が行われ、これまでの市町村に加え都道府県も国民健康保険制度を担うこととなりました。

その中で、本市の令和2年度決算は、歳出約362億6,102万円に対し、歳入は前年度と同様に一般会計から9.3億円の法定外繰入を行い、約363億1,292万円、歳入から歳出を差し引いた額は約5千万円の黒字となりました。しかしながら、単年度収支から法定外繰入を差し引いた実質的な収支は約8.8億円の赤字となっています。

赤字の主な要因は、本市に限らず、県内他の市町村においても、先の地上戦の影響で前期高齢者の割合が低いことに伴い、その加入割合で算定される前期高齢者交付金が全国平均を下回っていることにあり、そのことが県内の国保財政を逼迫しているところです。そのため、財政運営の責任主体である県を中心として国等に対して、国保財政に対する支援を要請しているところであります。今後は、保険者努力支援者制度という保険者(自治体)の努力成果に応じて交付される交付金を最大限に活用しながら、健全な財政運営に努めていきます。

## 「国保事業」がはじまって今年で50年!

国民健康保険は、他の保険等に加入していない全ての住民を対象としており、日本が誇る国民皆保険となっております。この制度が沖縄に適用されたのは、昭和47年5月の本土復帰後なのです。以来、50年、国民健康保険制度は、地域医療の確保と住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしてきました。

## 令和4年3月より保険証郵送します!

保険税に未納がない世帯については、那覇市より保険証を郵送します(更新手続き不要)。

3月中にはお手元に保険証が届くよう手配していますが、ご近所内での配達完了時期について異なる場合があります。3月下旬になっても配達がない場合にはお問い合わせください。

ただし、更新手続きが必要な世帯については、2月に「事前更新手続きのお知らせ(ハガキ)」を郵送していますので、お早目にお手続きをお願いします。(事前更新相談期間:令和4年3月18日まで)

※令和4年度(ウグイス色)国保証についている特定健診・がん検診受診券は令和4年4月1日から使用できます。令和4年3月中の特定健診・がん検診受診は、令和3年度(そら色)国保証をご使用ください。



簡易書留にて郵送します。

以下の方は有効期限が短くなっています。

- ①当年度中に70歳になる方  
保険証は、70歳の誕生月の月末(1日生まれの方は誕生月の前月末)までの有効期限となっています。  
※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を郵送します。
- ②当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方  
※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使いいただきます。そのため、誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証交付のお知らせ」を郵送します。

※75歳以上の方(後期高齢者医療制度)の保険証は7月に発送となります。

### 国保でも無料で健診が受けられます!

7,000円相当の健診が無料!!

国保証1枚で受診OK!

予約は都合にあわせて!

**対象者**:20歳から74歳までの国保加入者

#### 個別健診

病院・クリニックを選ぶ

希望の医療機関に直接電話して予約する

#### 集団健診

健診日程を選ぶ

電話又はWebで予約

国保証(受診券)を持参し予約先で健診受診

健診結果が届く(約1か月後)

※検査項目は生活習慣病関連(特定健診)のものとなります。  
※一部がん検診(有料)も一緒に受診可能です。  
※風邪等の症状のある方は受診をお控えください。  
※健診の際には、感染予防のためマスクの着用及び手指消毒にご協力ください。  
※健診結果にて保健指導対象の方には利用券が届き、無料で支援が受けられます。お問い合わせください。

生活習慣改善が必要な方は、専門スタッフ(保健師や管理栄養士、看護師)が支援します。  
※お気軽にご相談下さい

**お問い合わせ:那覇市保健所 健康増進課 電話853-7961**

詳細については「那覇市特定健診」又は「QRコード」で検索



### 後期 長寿健診は無料で受診できます!

令和4年度の長寿健康診査は、3月末に受診券を郵送する予定です。健診費用は無料となります。

なお、「がん検診受診券」も同様に、4月初めに郵送されますが、詳しくは「健康増進課(電話853-7961)」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので、注意してください。

### 国保 加入・喪失手続きを忘れていませんか?

資格は自動では異動しないため、ご自身で届出が必要です

那覇市へ転入したときや、会社の健康保険をやめたときなど、他の健康保険に加入していない方は、那覇市の国民健康保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。また、他の市町村へ転出したときや、職場の健康保険などに入ったときは、那覇市の国民健康保険を喪失しなければなりません。

加入・喪失手続きをするには市役所への届け出が必要です。国民健康保険への加入・喪失の届け出が遅れたことにより不利益(保険税の遡及課税、医療費の全額自己負担、給付費の返還等)を受けることがありますので、**事実発生日から14日以内に加入・喪失手続きを行ってください。**



○手続き場所: 国民健康保険課  
ハイサイ市民課及び三支所(首里・真和志・小禄)

### 国保 国保税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の賦課限度額については、令和4年度の地方税法等の改正にあわせて、右のとおり引き上げる予定です。

区分	現行	改正案	現行比
医療分	63万円	65万円	+2万円
支援分	19万円	20万円	+1万円
介護分	17万	17万円	据え置き

○国民健康保険税の賦課限度額

### マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました

専用のカードリーダーが設置された医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。対象の医療機関・薬局は、厚生労働省ホームページで確認できます。

■利用するには  
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、スマートフォンやパソコン(ICカードリーダーが必要)からマイナポータルで事前に申込が必要です。  
※セブン銀行ATMや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも申込できます。  
※これまで同様、健康保険証での受診も可能です。

■マイナンバーカードの健康保険証利用によるメリット(例)  
マイナポータルで、自分の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。また、医療費通知情報を確定申告の医療費控除に利用できます(令和3年9月診療分から)。

【お問い合わせ】  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178



厚生省HP



マイナポータル

# 国民健康保険税及び、後期高齢者医療保険料に関すること

## 令和3年度 国民健康保険税の最終納付期限は **3月25日(金)**です!!

国民健康保険税は、「みなさんの医療費」を支える大切な税金です。納期限内に納めましょう。  
 保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期するため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」を交付し、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分(差押)をすることがありますのでご注意ください。

### 那覇市では、次のような滞納処分(差押)を強化しています!

- **預金差押**  
銀行・農協などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。
- **給与差押**  
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押さえた後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。
- **不動産差押**  
不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。
- **生命保険差押**  
生命保険を差し押さえた後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。
- **その他**  
国税還付金や動産(軽自動車など)・賃料などの差し押さえを実施しています。



**保険税の納付が困難な場合は早めの相談を!**  
 納付が厳しい場合は、国民健康保険課保険税グループへ早めにご相談ください。



納めておけば良かった...

### 滞納処分 Q&A

- Q** 滞納処分ってなに?  
**A** 滞納者の財産(不動産や自動車、預貯金、給与、生命保険、出資金、売掛金など)を差し押さえ、その財産を税金に充てること。少額の滞納でも滞納処分は行います。
- Q** 滞納処分の流れ  
**A** ①督促Ⅱ納期限内に税金を納めない場合、法律により督促します。②財産調査Ⅱ官公署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します。③差押Ⅱ財産調査で発見した滞納者の財産を差し押さえます。④換価Ⅱ差し押さえた不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。
- Q** 借金があるから税金が払えない  
**A** 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。
- Q** 許可なく財産を調べるのは、個人情報侵害では?  
**A** 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。
- Q** 本人の承諾無しに滞納処分をするの?  
**A** 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることはありません。督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期内の自主納付が原則です。
- Q** 少しでも納付すれば滞納処分は解除される?  
**A** 原則、滞納税額の全部が納められるまで、解除されません。

**国保お知らせセンターからの納付案内について**  
 那覇市では「国保お知らせセンター」を開設し、専門のオペレーターが、納期を過ぎても納付の確認が取れない国保税の納税義務者へ電話による納付のお願いを行っております。(土日夜間含む)  
 また、携帯電話・スマートフォンへのSMS(ショートメッセージサービス)を活用し、お知らせがある旨のメッセージ送信サービスも行っています。(発信元番号070-1481-6075)  
 上記に関するお問い合わせ:  
 那覇市国保お知らせセンター098-951-3701

**国保 後期** ● **特別徴収(年金引落し)対象者の方へ**  
**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払い方法が選べます。**  
 保険税(料)の支払い方法は申し出により、「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落し)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。  
**みなさんの納める保険税(料)が医療費を支えています。納め忘れがないようお願いします。**

**国保 後期** **収入がなくても申告を!**  
 国民健康保険や後期高齢者医療保険制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。  
 所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、**未申告だと軽減措置が適用されません。**また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。

**国保 後期** **保険税(料)の納付は便利な口座振替で!**

★毎月銀行などへ納めに行く必要がありません。  
 ★毎月納期限に引き落とされるため、納め忘れる心配がありません。

**【お申込み】**

- 国民健康保険課(本庁舎1階12番・15番窓口)での「**ペイジー口座振替受付サービス**」\*による申込み
  - ・対象金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行
  - ・必要なもの **キャッシュカード**、本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど)
- 金融機関でのお申込み
  - ・対象金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行
  - ・受付窓口 各金融機関の窓口
  - ・必要なもの 納税通知書、預金通帳、通帳届出印かん

\*口座振替された保険税(料)の領収書は、確定申告前の1月中旬ごろ発送いたします。



お問い合わせは **国民健康保険課(那覇市役所1階 国保 13~15番窓口 ☎(直通) 862-4262 後期 12番窓口 ☎917-0410)**まで

国保 後期

### 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、コンビニやスマホ収納 (LINE Pay 請求書払い / PayPay 請求書払い) でも納められます。

ただし、スマホ収納の場合は領収書が発行されません。領収証書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。また、納付に関する証明書を取得される場合は、納付確認に2週間程度かかりますのでご了承ください。

#### コンビニやスマホ収納で納めることができる保険税(料)

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料のうち、納期限(使用期限)内の納付書



#### コンビニやスマホ収納で納めることができない場合

- 納期限(使用期限)を過ぎている納付書
- 金額を訂正した納付書
- パーコードの印字がない納付書
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合



### 国保 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

解雇や倒産、雇止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の方の保険税については軽減措置があります。

#### 【軽減内容】

失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

#### 【対象者】

- 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により退職した方) 離職理由コード…11、12、21、22、31、32
- 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間の満了等により離職した方) 離職理由コード…23、33、34

※上記該当者の確認及び軽減申請には、雇用保険受給資格者証の提示が必要です。

※高額医療費の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

## 保険給付・その他に関する事

### 国保 後期 「医療費のお知らせ」で受診履歴の確認を!

通知書の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診日がないかどうかご確認ください。年3回送付いたします。「医療費のお知らせ」を、医療機関での適正受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。

※医療費通知は確定申告等での手続き書類として使用できますが、通知に記載がない月分については申告者が領収書等により証明する必要があります。詳しくは、所管税務署へお問い合わせください。通知は大切に保管しておきましょう。



### 国保 医療費の返還請求について

職場の健康保険加入後や他市町村に転出後、医療機関で那覇市の保険証を提示して受診した場合、その給付費を返還金として市へ返して頂くこととなります。

- 加入する保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関等の窓口にお伝えください。
- 国保の資格喪失後は、速やかに保険証を国民健康保険課へ返却してください。

### 国保 外国人住民の国保加入

(平成24年7月9日以降、住民基本台帳法改正に伴い国保加入要件も変わりました。) 3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の方は、国保に加入しなければなりません。ただし、下記の方は加入できません。

- 職場の健康保険に加入している方
- 被扶養者として、家族の職場の健康保険に加入している方
- 75歳以上の方 (後期高齢者医療制度の加入になります)
- 生活保護を受けている方
- 「外交」の在留資格を持つ方
- 「特定活動」の在留資格で医療を受けることを目的として滞在される方

加入手続き

- 在留カード又はパスポート
- 健康保険資格喪失証明書 (職場の社会保険を喪失された方)



### あなたの健診結果を「いつでも」「どこでも」持ち運べます!

ご存じですか? 無料で入れる「医療情報システム」

#### 那覇市医師会のLHRシステム

生涯健康記録(Lifelong Health Record)が名称の由来。利用者個人がインターネット経由でアクセスでき、ご自身の特定健診やがん検診など、那覇市医師会の参加医療機関で受けた過去の検査履歴を見ることができます。さらに体重や血圧、歩数などの記録、問診形式に答えて健康状態を評価できる機能もプラス。利用・申し込みなどシステム利用にかかる費用はすべて無料です。IDとパスワードで管理され、個人情報のセキュリティも徹底しており、安心です。

お問い合わせ・お申込みはお気軽に!

☎098-860-7314

午前 9:00 ~ 午後 5:00 土・日・祝日は除く 一般社団法人 那覇市医師会 LHR 事務局



セカンドオピニオンに活用できるよ!



利用料はすべて無料なんだねー

### 臓器提供に関する意思表示を!



保険証の裏面にある臓器提供意思表示欄は、脳死後、あるいは心停止後に、ご自身の臓器を提供したいか、提供したくないか、その意思を表示できるよう設けられたものです。

日本で臓器移植を必要としている方は、約1万5千人いますが、そのうち1年間に移植を受けられた方は数%にとどまります。

臓器提供に関するご本人の意思が尊重されるよう、またご家族がご本人の意思を尊重しながら決断できるよう、意思表示欄をご活用ください。

臓器提供に関する意思表示は、保険証以外にも様々な方法で示すことができます。



〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉  
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄: 〕

署名年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆): \_\_\_\_\_

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

臓器移植についてもっと詳しく知りたい方は、『(公社)日本臓器移植ネットワーク』のホームページをご覧ください。QRコードもしくは「臓器移植」を検索してアクセスしてください。

**国保 後期** **限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく**

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額証)」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です(後期高齢者は一度申請があれば自動更新)。また、「限度額証」の交付を受けている場合でも、**医療機関へ提示しないと減額が受けられない**ことがありますのでお気をつけください。

**国保** **はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券**

令和4年5月より、「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券」の交付を行います。国保加入者へ1回あたり800円、一人年7枚までの助成となります。なお、「国保税の完納」及び「特定健診を受診していること」などの交付要件があります。詳しくはお問い合わせください。



**国保 後期** **高額医療・高額介護合算制度**

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。



**国保** **出産育児一時金の請求について**

出産育児一時金の直接支払制度をご利用の際、出産費用が「42万円(または40万8千円※令和4年1月1日より前の出産は40万4千円)」未満であれば、差額の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。直接支払制度をご利用しない場合は、出生届の際に一時金の申請も行ってください。



**国保** **こんなときは 国保の給付が制限されます**

- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 保険証の期限切れや、提示がなかった場合



**国保 後期** **一部負担金(医療費自己負担額)の減免について**

一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ①災害により資産に大きな損害を受けたとき。
- ②災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④①～③に類する理由があったとき。

**国保 後期** **第三者行為による傷病届について**

**交通事故や相手方がいるケガ等**  
交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、「傷病原因届」の申請をしてください。また、他人からの暴行によるケガや飲食店での食中毒により治療を受けた場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

**仕事中や通勤中にケガをしたら**  
仕事中や通勤及び帰宅途中のケガについては、**労災保険の対象**となります。労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。



**海外療養費及び海外出産の支給適正化について**

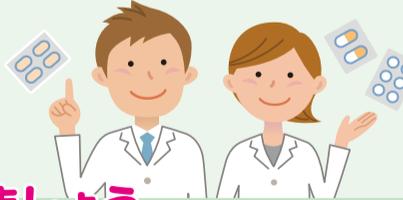
海外療養費は、海外渡航中に急病等でやむを得ず現地で治療を受けた場合で、日本国内で保険診療として認められた医療に限り支給対象となります。近年、治療目的で海外渡航した場合や海外出産による不正請求の事例が見受けられたため、厚労省通知に基づき支給申請に対する審査の強化及び不正請求の疑いがあると判断した場合は、警察等との連携により保険給付の適正化を図ります。

**ジェネリック医薬品** を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬(先発薬)の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品(ジェネリック医薬品)があります。ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担額もお安くなりますので、受診の際お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用を心がけましょう。

**重複受診** をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって体に負担をかけてしまう場合がありますので、お医者さんと相談して適正な受診をお願いします。



**正しく柔道整復師にかかりましょう**

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限りです。ご注意ください。

**健康保険が使える場合**

- 打撲 ●ねんざ ●挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

**健康保険が使えない場合** ※全額自己負担となります。

- 日常生活における疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病

※施術内容を照会させていただくことがあります。医療費適正化の一環として、負傷原因や施術内容が保険適用であるか、請求内容に誤りがないかを確認するため国保加入者等へ照会させていただく場合があります。



**お問い合わせ先** 国民健康保険課まで  
 (那覇市役所 1階 国保 13~15番窓口 ☎(直通) 862-4262 後期 12番窓口 ☎917-0410)